

### 1) 母 慶心院 (俗名不詳)

仁杉家7代幸計の娘。家付娘として医師宮地要三の次男長之助を婿と迎える。

男子8人を生んだが無事育ったのは6男の常松(後の五郎左衛門)だけ。(7男も無事成長した可能性があるが不明)

文化4年9月8日に死亡している。この半月ほど前の8月19日、30数年ぶりの深川富岡八幡の祭礼があり、つめかけた群集が殺到した永代橋が崩落、1500人以上が死亡した大事故が発生している。

祖父の幸計は天明7年(1787)7月7日に与力引退、寛政11年(1799)4月10日、76歳で死亡。

### 2) 妻 嶺現院 (俗名不詳)

五郎左衛門の妻についての記録は過去帳以外に見当たらない。

仁杉家が断絶せずに後世まで続いていれば、家系図に「母〇〇、××女」と表記され、少なくともどこの家から嫁入りしたのかの記録は残るが、天保13年(1842)に断絶しているのでこの記録もない。

文化11年(1814)に長男鹿之助が生まれている。鹿之助のほかに子がいたかどうか確認できない。他家に嫁いだ娘はいた可能性はあるが男子は鹿之助だけだったようだ。

過去帳によると天保11年3月12日の没、法名は「嶺現院殿」。天保11年といえば五郎左衛門は53歳。このころの平均的な組み合わせでは妻は5、6歳年少のことが多いので47、8歳ではなかったかと考えられる。

この年はまだ御救米事件が明るみに出でおらず、五郎左衛門は年番与力として絶頂期にあ

った。従って幸か不幸か、夫五郎左衛門が御救米買付不正事件に関わり投獄、死罪、そして家名断絶となった事を知るよしもなかった。

### 3) 早世した兄達

五郎左衛門にはわかっているだけで少なくとも男7人、女3人の兄弟姉妹があり、下の過去帳に示すように、総領、2男、3男、4男、5男、8男は早世している。

五郎左衛門は6男となるが、7男については記録がない。過去帳にないということは、無事育ち、一家を構えたか、他家へ養子に出たと考えられる。

同人男 秋本屋 堅十郎某 天保七年八月廿三日 喜運寺	同人男 教道童子 長之助早世 天明六年四月四日 浄心寺	同人男 秀因童子 早世 安永六年九月十三日 喜運寺	同人男 意俊童子 早世 安永五年七月廿四日 喜運寺	同人女 圭光童女 早世 明和九年正月廿日 喜運寺	同人女 詮海童女 早世 明和七年六月廿六日 喜運寺	同人男 香屋童子 常立郎早世 明和七年七月廿三日 喜運寺	同人男 素淳童子 孫市郎早世 明和二年七月廿九日 喜運寺
--	---	---------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	--	--

### 4) お妾さん

天保13年3月の判決文の中に下記の記述があり、五郎左衛門には妾がいたことがわかる。

- 一（前略）其上孫兵衛等米買入方骨折候に付いては、内願致、新規問屋名目相立候様取計度顧書面へ加筆をも致遺、追而願之通東国米穀問屋名目差免有之、為右謝礼、問屋共より鯉節一箱、具足代金六十五両貫請、其後年々益暮為祝儀、此者共妾へ金二両二分づつ、又大阪表へ出立之砌、為餞別金五十両相贈候を其度々受用致、（後略）

五郎左衛門の収賄としていくつか実例を挙げている中で、業者が妾にも益暮に2両2分づつ贈ったとある。

五郎左衛門の妻は天保11年3月12日に没している。上記判決の内容が正しいとすると、五郎左衛門がお救い米調達に奔走していた当時からと推察できる。この女との間に子があったかどうかは定かでない。

天保13年3月の五郎左衛門への判決申し渡しでは家族にも累が及んでいるが、この女は

罪に問われていない。

宮城賢秀の小説ではこの妾との間の生まれた娘（お恵）が登場する。五郎左衛門が眼に入れてもいたくないほど可愛がったが、五郎左衛門が憤死した後に、深川の芸者となり、佐久間伝蔵と協力して五郎左衛門のあだ討ちをする。

佐久間伝蔵は天保 12 年 6 月、南町奉行所内で刃傷事件を起こし、堀口六郎左衛門の息子貞五郎を殺害した。

## 5) 長男・鹿之助

五郎左衛門は、南町奉行所の与力として華々しい活躍があり、多くの文献にその名を残しているが、家族人、父親としてはあまり幸福ではなかった。

五郎左衛門には長男・鹿之助しか子がいなかった。この長男の出来がわるかった。

天保 12 年（1841）発行の町鑑を見ると、四番組の筆頭・五郎左衛門の横に同鹿之助という名が見える。

町鑑でひとつの欄に「同」とあるのは息子また養子で、将来の相続予定者が無給または有給で与力見習をしている事をあらわす。

この鹿之助、かなり出来の悪い息子だったらしく、南町奉行所の幹部とも言える立場にあった五郎左衛門にとって、不肖の息子の言動は悩みの種であったようだ。

鹿之助は後に「父の科（とが）」で遠島処分を受けるが、その時の記録（天保 13 年）で 29 歳とあり、これから逆算すると、文化 14 年（1828）の生まれとなる。幼名千代松といい、父五郎左衛門はこの年 28 歳であった。

仁杉家 10 代目として期待をかけられて生れ、育てられたであろう事は想像にかたくない。

### 5-1) 家出

与力は「抱え席」といわれ、その代限りで任命される役職であったが、実際にはよほどの事がないかぎり相続が認められていた。

しかし一方、与力職は誰でも出来るものではなく、経験と知識が必要であったから与力の子供が 13、4 歳くらいになると与力見習となって、与力職の比較的簡単な役から経験を積むようなくみになっていた。

鹿之助も与力見習になっていたが、どういう経緯があったのか、賭博を取り締まる立場のものが賭博に手を出すようになってしまった。

天保 13 年の判決文に

一悴仁杉鹿之助儀、与力見習中、風と家出致し候処、武州瀬戸村藤助方に罷り在る由承りに及び、同組同心佐久間伝蔵外一人差遣し、内々にて引戻し、或は鹿之助兼々放埒の儀これあり、自然金子手廻兼ね、孫兵衛方より勝手賄金借り受け遣す次第もこれあり

とある。

普段から素行が悪かったようで、与力見習中のある時、突然家出をしてしまった。八方探した結果、武州瀬戸村の藤助方にいることが分かったので、五郎左衛門は腹心の部下である

同心・佐久間伝蔵他一人を派遣して内々に連れ戻した。鹿之助はかねがね放埒なところがあり、自然金詰まりとなり、孫兵衛方から勝手賄金を狩り出したりしていた、というような意味である。

武蔵国で「瀬戸」がつく村は5ヶ所ほどあったが、埼玉県比企郡の瀬戸村か、横浜市金沢区の瀬戸村のどちらかであろう。

金沢の瀬戸村は瀬戸神社のあるところで金沢八景とうたわれた景勝地を持ち、物見遊山の客が押しかけていたから賭博場もあったろう。やくざ者と考えられる藤助の家があった村として、比企郡の瀬戸村より可能性が高い。

また孫兵衛というのは五郎左衛門が懇意にしている本材木町の商人で、お救い米を買付けしていたときに、新規に米問屋の中に加えられるよう骨を折ってやった米問屋の主人である。

このため五郎左衛門家にはお礼や、年賀、歳暮、見舞、選別などの名目で折にふれて金品が届いていた。鹿之助はこの店に乗り込んで金をせびったのである。

文化から文政時代にかけて社会の規律もゆるみ、賭博も盛んになっていた。旗本屋敷に住み込む渡り中間などが中間部屋に賭場を開き、町人や浪人などを集めて賭博を行う、それを取り締まるべき奉行所の役人も見ないふりをして若干の金をもらう。こんな賭博が横行していた。

普段人のいない大名の下屋敷や旗本屋敷が舞台になり、一度摘発すると大勢の中間、浪人、町人が縛につき、奉行所の役人も何人も捕まっている。

このような賭場に出入りする息子を持つ五郎左衛門は南町奉行所の中心的な与力である。その苦悩は想像以上のものだったと察せられる。

## 5-2) 公儀御馬預との諍い

鹿之助は天保年間、まだ部屋住み（まだ一本立ちの与力職を相続していない）であったが、与力の職掌のうち比較的簡単な分課である町火消人足改方を担当していた。

出火の際は町火消しの防火進退を指揮し、町火消し各組の間の消口争いなどを取り締まる役であった。

幕末に名与力だった佐久間長敬が、明治になって質問に答える形で江戸時代の町奉行所について語った「江戸町奉行事跡問答」に、鹿之助について次のような逸話が書かれている。

天保12年11月26日の本郷妻恋坂での大火に、八丁堀から同役2、3名と出動した鹿之助が公儀御馬乗りの所多一郎と諍いを起こした。

所多一郎は將軍のお召し馬を預かり、調教する役目であるが、馬が火に驚くようではいざという時に役にたたないからと、火事と聞くと訓練のために現場に乗り出していた。

葵の紋入りの面懸、胸懸であるから、一目で公儀の御馬乗りとわかり、人々は恐れて傍らに避ける。所多はこれをいいことに増長し、周りの者を蹴散らしたり、突きのけたりするので火事場掛の人々には迷惑な存在であった。

鹿之助はかねがねこれを不快に思っていたが、本所妻恋坂の中ほどで後ろから駆け上がってくる馬上の者が激しく鞭を打って来るのに憤り、すれ違いざまに十手で打ったところ、馬を激しくたたくことになった。

所多はたちまち駆け戻り、鹿之助の火事場頭巾を抜き捕らえ、馬の前に引き上げ坂を上ろうとした。

たまたまこの時一緒にいた与力の原音五郎が所多一郎と面識があったので仲裁し、鹿之助も将軍の御馬と知らず不敬を働いたと謝ってその場を済まし、火事場での職務を勤めた。

後日、御馬預かり所多一郎より表向きの掛合い（苦情申し入れ）があり、鹿之助は詫びの始末書を提出して事を納めた。

葵の御紋は大きな力を持っており、万一将軍御馬に怪我などがあたら御目見え以下の与力級では大変な処分を受ける事になる。

この一件は火消人足改役の鹿之助の方に歩がありながら、「虎の衣を借る狐」に詫び状を書いたのである。

### 5-3) 鹿之助の妻

鹿之助はかなり若い頃に妻帯しているが、この妻は鹿之助 21 才のとき亡くなっている。仁杉家過去帳には鹿之助の妻として

法雲院殿 天保5年3月23日 没  
と記されている。

妻が若死したため鹿之助は再婚した。天保13年3月21日の五郎左衛門他への判決文の中に

無構 仁杉鹿之助 妾 みや  
とある。妾とあるので正式な婚姻届けは出していなかった事がわかる。

鹿之助は三宅島から帰還し、箱館奉行所に勤めた後、江戸で商売を始めた模様であるが、この時の人別送状には「みや」の名前があるので、三宅島から帰還後はまた一緒に暮らしていたようだ。仁杉家の過去帳にはその名が見当たらない。

### 5-4) 鹿之助の子

仁杉家過去帳に鹿之助の娘についての記述がある。

真顔信女 安政2年4月23日 没  
という戒名があり、「鹿之助娘」とある。

仁杉家の墓に入っていることから、他家へ嫁ぐ以前になくなったものと考えられる。

先妻の娘とすれば、天保4、5年頃の生まれとなる。安政2年（1855）には21、2歳になっている。また後妻「みや」の娘とすれば13歳から18歳程度であった。

第16章で詳述するように、鹿之助は後年、父五郎左衛門の科により三宅島に流され、長

年にわたり同島で流人生活を送っているが、このとき「たき」という現地妻がいたことが記録に残っている。この「たき」には娘が一人いたこともわかっている。

鹿之助が赦免されて江戸に戻って来たとき、この妻子を伴って来たのかどうか、わかっていないが、「真顔信女 安政2年4月23日没」はこの三宅島時代の娘である可能性もある。

鹿之助には息子もいたようだ。名前は次郎三郎、鹿之助とともに箱館奉行所に出仕していた。（北海道立文書館「幕府文書」）

元治2年／慶應元年（1865）現在で20歳とあるので、生れたのは弘化3年（1856）と推定できる。

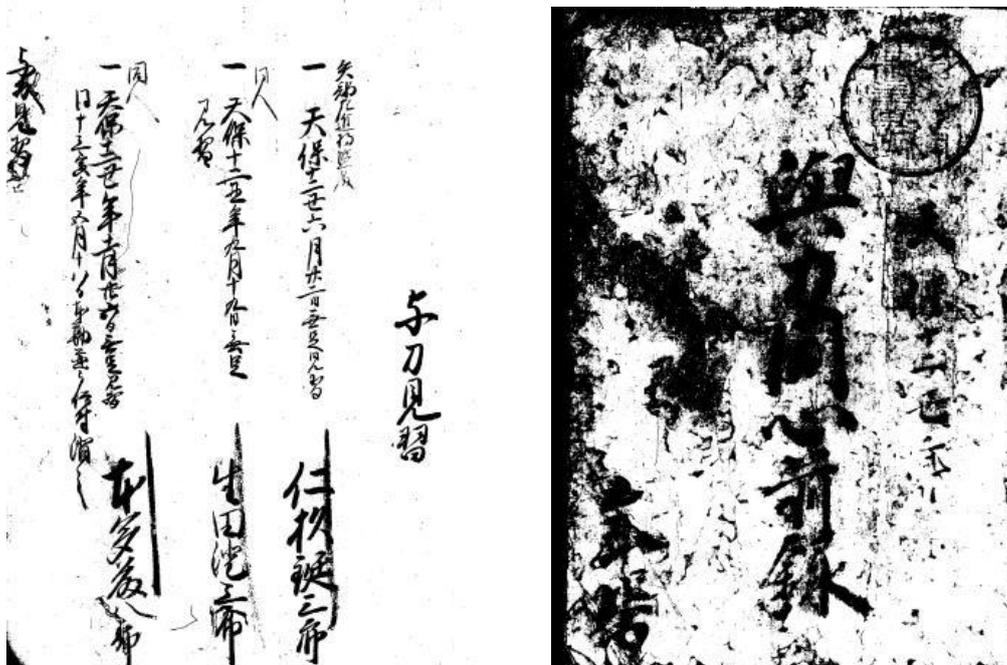
鹿之助の三宅島時代の子である。この息子の消息については第17章で詳述する。

## 6) 養子・清之助

五郎左衛門夫妻の実子は長男鹿之助だけしか確認されていない。前述のように、その長男の出来が良くなかった。素行が悪く、家出をしてしまったり、五郎左衛門の知り合いの商人に金の無心をしたりしている。とても跡を継がせる息子ではない。

五郎左衛門は養子を迎えた。家督も継げない、部屋住み覚悟で養子になる人はいないから、養子を迎えたということは、出来のわるい鹿之助を廃嫡して、養子に跡を継がせようとしたと思われる。その養子が清之助である。清之助がいつ養子になったのかは不明であるが、おそらく天保11、2年ごろと考えられる。また清之助の実家がどこであるかもわかっていない。

南町奉行所の「与力同心前録」（国会図書館蔵）によれば、清之助は天保12年6月に南町奉行所の与力見習となっている。



「与力同心前録」に天保 12 丑6月 22 日無足見習 仁杉鋌三郎 とあるが、天保 13 年 3 月の判決文には「清之助」とあり、後に八丈島ではまた「鋌三郎」を名乗っている。この使い分けはわからない。

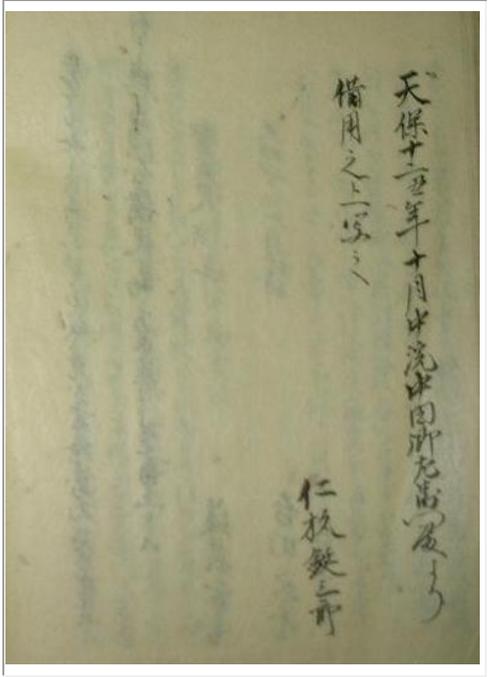
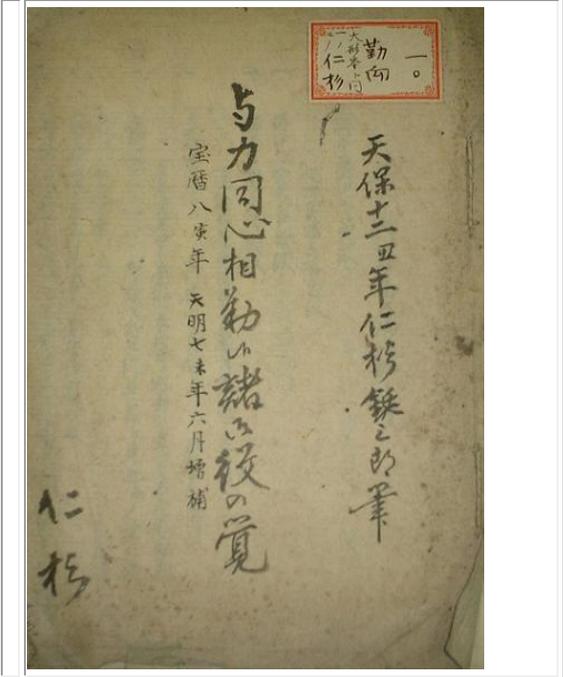
ここでは鋌が常用漢字にないこともあって、本文では「清之助」という名前を使うことにする。

与力見習いとなった清之助自筆の「与力同心相勤候諸役之覚」という書上帳が四番町歴史民俗資料館に所蔵されている。

宝暦 8 年に後藤三郎兵衛、天明 7 年に吉田忠蔵がまとめた書上帳を書写したもので、与力の実務を学ぶために、天保 12 年 10 月に持主の中田郷左衛門から借用して書写したとある。几帳面な字である。

天保 12 年 10 月といえば五郎左衛門が既に御救い米事件への連座を問われて、牢屋敷に入れられた時期である。折角養子に來たのに家の存続が危ぶまれていた頃である。

これ以外に町奉行所での清之助の事跡は見当たらないが、後に流罪となって八丈島へ流された時、赦免になった時の史料が残っている。また、赦免後は箱館奉行所に勤めており、この頃の史料も残っている。

最終頁	表紙
	
<p>天保十二丑年十月中院中田郷左衛門殿より借用之上写之 仁杉鋌三郎</p>	<p>天保十二年十月 仁杉鋌三郎筆 与力同心相勤候諸御役の覚 宝暦八寅年天明七未年六月増補 仁杉</p>

## 7) 五郎左衛門家の経済

与力の俸給は平均 200 石である。初任の与力は 130 石、役格が上がっていくに従い禄

高があがり、同心支配役になると役料として30石が加えられる。

旗本のように知行地が特定されるのではなく、南北奉行所合わせて50騎（人）の与力に対して合計1万石が上総、下総の地に与えられ、ここに給知世話番を置いて年貢を集め、各与力に分配した。 検見取（けみとり）といって、毎年の収穫高により年貢高が決まるので、年の豊凶により増減があったが一人平均200石となる。

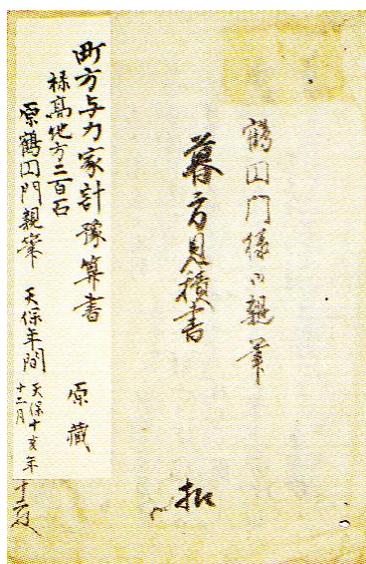
この200石がすべてが収入となるわけではなく、この土地を耕作する農民の取り分を差し引いた分が実質収入となる。 年代にもよるが6割が農民の取り分となる「4公6民」が平均的であり、200石の4割、すなわち80石が実質収入となる。

この一部を現金に変え、家族、家来あわせて20人ほどが1年間生活するのである。200年間もの間、まったくベースアップがないのに、江戸中期以降の貨幣経済で物価はどんどん上がったから、一般に旗本、御家人の生活は楽でなく、借金に追われる状況にあった。

したがって町奉行所の与力（町方与力）も、本俸だけの収入では「貧乏旗本」と変わりがなかった。 また、町方与力は奉行所以外への転職は特殊な例を除くとまったくなく、どんなに優秀でも、成果をあげてもこれ以上の昇進はなかった。 これが旗本とちがうところである。

しかし、町方与力の生活が豊かだったといわれるのは、拝領屋敷の一部を貸地、貸家にするのが暗黙の了解となっており、ここからかなりの収入があったからである。 さらにその仕事柄、諸大名や豪商などからの付届が多く、その実収入は少なくとも500石から600石クラスと言われ、多い人は禄高の20倍にもなったという。 付届は収賄でなく、「役得」として認められていた。

すべての町方与力がこのように潤沢な役得を得ていたわけではなく、役得のない与力は貧乏旗本と同じで、その生活には余裕がなかった。



天保年間、五郎左衛門は同心支配役に昇進していたから、俸給は230石である。 実質収入はその6割、92石となる。

さらに年番方という奉行所でもっとも重要な役職についていたから、その役得もかなりのものになっていたに違いない。

どの程度の実質収入があったか不明であるが、仁杉家と同様、南町奉行所の与力仲間では名門とされていた原家で家督相続があり、この時に原家の収入と支出を明らかにした「暮方見積書」という貴重な史料が四番町歴史民族資料館に残っている。

（写真左）

この史料は西山松之著「江戸町人の研究」（吉川弘文館）にも紹介されているが、これによると天保年間の与力家の家計がどのようなものであったかをおおよそ推測できる。

これは天保 11 年、原家の当主の与力が隠居し、家督を息子に譲るにあたり、家計についての訓戒を述べ、その収入、支出の見込みを示したものである。

この家計の特徴は、何といても諸大名家からの付け届けによる収入が 63 両 3 分にものぼる事である。俸禄米をすべて現金に換算した総収入が 80 両であるから、俸禄に匹敵するくらいの付け届けがあったわけである。また地代収入が 3 件で合計 16 両ある。総収入の 1 割ちかくを占めている。

すべて現金（両）に換算すると収入合計が 171 両、支出合計が 124 両で、差引 47 両の黒字となっている。当時の熟練大工の日当が銀 5 匁、年間 300 日働いたとして 1 貫 500 匁、両に換算すると年収は約 25 両となる。庶民に比べればかなりの高収入である。しかも「官舎」の家賃はゼロで、又貸しによる家賃収入もある。この詳細は史料編に掲載した。

この当時、同心支配役になっていない原家で、このような収入が見込まれているので、支配与力で年番方を勤めていた五郎左衛門の実質収入がこれ以上であったことは想像にかたくない。仮に実質収入が 200 石とすると、これは 500 石取りの旗本と同レベルである。

五郎左衛門は非常に崇祖の念が厚かったと考えられるが、この経済的な余裕が五郎左衛門をして、200 年も前の祖先・伊賀守幸通の墓所を遠く富士山麓に建立せしめ、人を遠く江州日野まで遣わし北条家から授与されたという朱印状を探索せしめたのである。